

大阪市地域福祉基本計画

2018（平成 30）年度～2020（平成 32）年度
（素案）

～素案に対するご意見を募集しています～

大阪市

この冊子には、両面に網目模様の音声コード（SP コード）をつけています。
この音声コードを専用の読み取り装置を使用することで、冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。音声コードは QR コードとは異なります。



「大阪市地域福祉基本計画」(素案) に対するご意見を募集します

皆さまからお寄せいただきましたご意見を参考にさらに検討し、平成 30 年 3 月末までに計画を策定し公表します。また、いただいたご意見につきましては、大阪市の考え方を整理し、計画への反映状況とともにホームページに掲載しますが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

募集期間

平成29年**12月25日**(月)から平成30年**1月24日**(水) 午後5時30分

※ 募集期間内に必着するようにお願いします。

ご意見の提出方法

送付、ファクシミリ、持参、電子メールのいずれかの方法によりご意見をお寄せください。

(1)～(3)の方法によりご意見をお寄せいただく場合は、この冊子の最後に添付の用紙をご活用ください。

(1) 送付の場合

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20
大阪市福祉局地域福祉課「計画の意見募集」係あて

(2) ファクシミリの場合

大阪市福祉局地域福祉課 (06-6202-0990) あて

(3) 持参の場合

大阪市北区中之島 1-3-20
大阪市福祉局地域福祉課 (大阪市役所 2 階北側)
※ 開庁時間：月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 30 分
ただし、12 月 29 日～1 月 3 日、8 日は受付できません

(4) 電子メール (e-mail) の場合

tiikifukushi@city.osaka.lg.jp (すべて半角) まで
様式の定めはありません。メール本文に、ご意見を記載してください。
※ 差し支えなければ、お住まい (大阪市内・市外の別のみ)・年齢・パブリック・コメントを何で知ったかについても記載してください。

お問い合わせ

大阪市福祉局 地域福祉課

電話番号 06-6208-7970 ファクシミリ番号 06-6202-0990

【ご意見の取り扱いなど】

- ※ 電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりませんのでご注意ください。
ご意見をいただきました皆さまの個人情報は、本件以外の目的に一切使用・公表しません。
- ※ この冊子は、計画(素案)の全文です。計画(素案)の概要をまとめたものにつきましては、大阪市福祉局地域福祉課(市役所 2 階)、区保健福祉センター福祉業務担当等に設置しています。また、以下のホームページにも掲載しています。

(http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/fukushi/0000416005.html)



目 次

第1章 計画の考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
(1) 地域福祉基本計画の位置づけ	3
(2) 大阪市基本構想との関係	6
(3) 区地域福祉計画等との関係	7
(4) 分野別計画・関連計画等との関係	7
(5) 社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係	14
3 計画期間	15
4 圏域の考え方	16
5 計画の推進・評価の体制	18
第2章 地域福祉を取り巻く現状	19
1 統計データ等から見る大阪市の現状	19
(1) 大阪市における人口・世帯数等の推移	19
(2) 市民の意識と活動の状況	29
(3) 地域における団体等の活動の状況	36
(4) 地域における社会問題の状況	42
(5) 相談支援機関に対するアンケート調査の結果から見えてくる状況	47
2 地域福祉にかかる法・制度の動向	49
(1) 地域共生社会の実現	49
(2) 成年後見制度の利用の促進	58
3 地域福祉推進指針に基づく各区の取り組み状況	61
(1) 取り組み状況について	61
(2) 課題と今後の方向性	64
第3章 計画の基本理念と基本目標	67
1 基本理念	67
2 基本理念の考え方	68
(1) 人権尊重の考え方	68
(2) 住民主体の地域づくりの考え方	69
(3) ソーシャル・インクルージョンの考え方	69
(4) 福祉コミュニティ形成の考え方	71
(5) 多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の考え方	71
3 計画の基本目標	72
4 計画の体系	73



基本目標1 みんなで支え合う地域づくり74

- 1 住民主体の地域課題の解決力強化 74
 - (1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり 74
 - (2) 地域福祉活動への参加の促進 74
 - (3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり 75
 - (4) 専門職による地域福祉活動への支援について 76
- 2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進 79
 - (1) 多様な主体の参画と協働 79
 - (2) 社会資源の有効活用 79
- 3 災害時等における要援護者への支援 83
 - (1) 災害時における要援護者への支援 83
 - (2) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり 84

基本目標2 新しい地域包括支援体制の確立86

- 1 地域における見守り活動の充実 86
- 2 相談支援体制の充実 89
 - (1) 複合的な課題等を抱えた人への支援 89
 - (2) 生活困窮者自立支援制度との連携 90
 - (3) こどもの貧困対策との連携 90
 - (4) 相談支援体制を支える人材の育成・確保 91
- 3 権利擁護支援体制の強化 94
 - (1) 虐待防止の取り組みの推進 94
 - (2) 成年後見制度等の利用促進 94

第4章 各区に共通する課題等への具体的な取り組み97

- 1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備 98
 - 1-1 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化 98
 - 1-2 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築 102
- 2 福祉人材の育成・確保 108
 - 2-1 地域福祉活動の担い手の確保 108
 - 2-2 福祉専門職の育成・確保 110
 - 2-3 行政職員の専門性の向上 112
- 3 権利擁護の取り組みの充実 114
 - 3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進 114
 - 3-2 成年後見制度の利用促進 116

資料編

- 用語解説123

